

「学校いじめ防止基本方針」  
&  
「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」



令和8年度

北海道旭川東高等学校定時制

# 学校いじめ防止基本方針

北海道旭川東高等学校

## 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)

### ■「学校いじめ防止基本方針」

(第13条) 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### ■「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

(第22条) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

## 2 いじめの理解

### (1) いじめの定義(調査を行う際の判断基準)

「いじめ」とは、「当該生徒と一定の人間関係にある者が行う、心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

\*ポイント1 「いじめられた」とする生徒の気持ちを重視する。

\*ポイント2 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

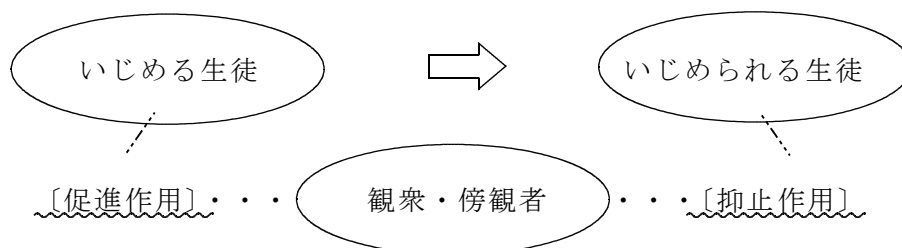
\*ポイント3 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめ」→「絶対に許されない」、「いじめる側が悪い」との認識。
- ・「いじめ」→「どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識。
- ・「いじめ」→「未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識。

### (3) いじめの構造と動機

#### ① いじめの構造

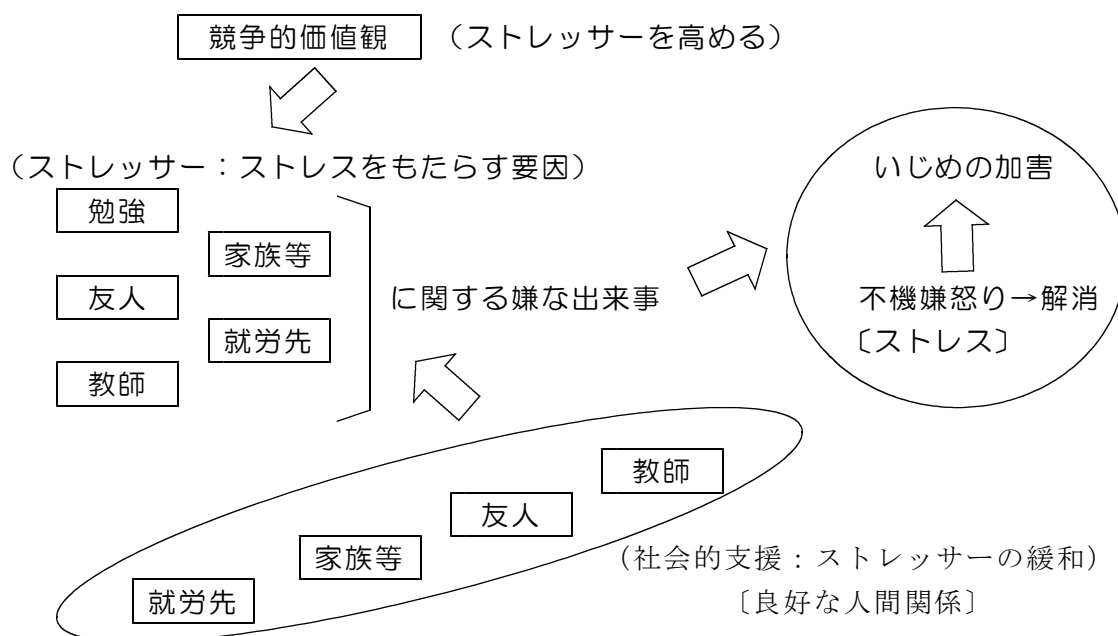


## ② いじめの動機

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする、相手の金銭などを得たい、自分のものにしたい）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追従する、数の多い側に入っていたい、被害者となることへの回避感情）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい、凝集性が過密となった集団において基準から外れた者への嫌悪感、排除意識）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

〔参考例：いじめの背景にあるストレス等の要因について〕

※いじめ加害に向かわせる要因間の関係モデル



## (4) いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・強制わいせつ・自殺関与・暴行・脅迫・強要・恐喝・児童ポルノ提供等（「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる重大事案として、警察への相談又は通報を行うことが想定される例）。

※生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察等に相談・通報を行い、適切な援助を求め対応する。

### 3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

- (1) 日常の指導体制（未然防止・早期発見）・・・別紙1のとおりとする。
- (2) 緊急時の組織的対応（いじめを認知した場合対応）・・・別紙2のとおりとする。
- (3) いじめ対策委員会の組織と役割・・・別紙3のとおりとする。

### 4 いじめの予防

#### (1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり。
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり。
- ・ソーシャルスキルトレーニングやソーシャルエモショナルラーニング など、心理教育プログラムの推進。

#### (2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動。
- ・ボランティア活動の充実。
- ・学校・生徒会行事、部活動の充実。

#### (3) 教育相談の充実

- ・「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」、「ヤングケアラー」、「被災生徒」等に対する適切な支援。
- ・面談の定期的実施（4月、9月、1月）。

#### (4) 人権教育の充実

- ・人権意識を啓発し、多様性を認め互いに支え合うことができるような取組。
- ・講演会等の開催。

#### (5) 情報教育の充実。

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実

#### (6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知。
- ・学校公開の実施。

#### (7) 居場所づくり、絆づくり

- ・授業や行事の中でどの生徒も落ち着ける場所づくり。
- ・主体的に取り組む協同的な活動を通して「自己有用感」を感じ取れる場づくり。
- ・教職員による、生徒の人権を尊重した指導体制構築（不適切な認識や言動、差別的な言動等による人権侵害やいじめ助長につながらない教育環境の整備、発達支持的指導やいじめの未然防止教育の充実）。

### 5 いじめの早期発見

#### (1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。

#### (2) 「いじめられている生徒」のサインを見逃さない・・・別紙4

※「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識を持ち、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から、生徒と関わりを持ち、いじめを看過したり、軽視したりすることなく、積極的にいじめと認知する。

(3) 教室・家庭でのサイン・・・別紙5

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・生徒や保護者への周知。

(5) 定期的調査の実施

- ・「いじめ」アンケートの実施（6月、10月、1～2月）。
- ・保護者への確認。

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底。
- ・職員会議等での情報共有。
- ・要配慮生徒の実態把握及び資料等の作成保管。
- ・進級時の引継ぎ。
- ・関係機関（児童相談所等）や中学校（入学時）等からの情報把握。

※別紙1・2に示したように、法令・条例を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図るため組織的に対応する。

## 6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① 「いじめられている生徒」への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、ともに考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・暖かい人間関係をつくる。

② 「いじめている生徒」への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

① 「いじめられている生徒」の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

- ② 「いじめている生徒」の保護者に対して  
事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるためには保護者の協力が必要である。

- ③ 保護者同士が対立する場合など  
教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

#### (4) 関係機関との連携

- ① 教育委員会との連携
  - ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法。
  - ・関係機関との調整。
- ② 警察との連携
  - ・心身や財産に重大な被害が疑われる。
  - ・犯罪等の違法行為がある。
  - ・学校警察連絡協議会（生徒指導連絡協議会）等の活用。
- ③ 福祉関係機関（スクール・ソーシャル・ワーカー）との連携
  - ・家庭での養育に関する指導・助言。
  - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握。
- ④ 医療機関との連携
  - ・精神保健に関する相談。
  - ・精神症状についての治療、指導・助言。

## 7 ネットいじめへの対応

### (1) ネットいじめ

- ・文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
- ・特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする。
- ・掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する。

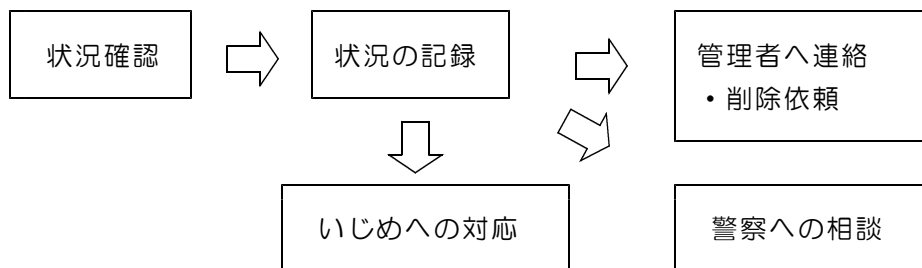
### (2) ネットいじめの予防

- ① 保護者への啓発

- ・フィルタリングの推進。
- ・保護者の見守り。
- ② 情報教育の充実
  - ・教科「情報」における情報モラル教育の充実。
  - ・スマホ・ケータイ教室の実施。
  - ・ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握。
  - ・被害者からの訴えを把握。
  - ・閲覧者からの情報収集。
  - ・ネットパトロール対応。
- ② 不当な書き込みへの対処



## 8 重大事態への対応

### (1) 重大事態・緊急事態の発生

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
  - ・生徒が自殺を企図した場合。
  - ・精神性の疾患を発症した場合。
  - ・身体に重大な障害を負った場合。
  - ・高額の金品を奪い取られた場合。
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている
  - ・年間の欠席が30日程度以上の場合。
  - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

### (2) 重大事態時の報告・調査協力

- ・道教委に報告。
- ・道教委設置の緊急調査組織への協力。
- ・管内支援チーム、関係機関への支援要請。

## 9 いじめの解消

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視

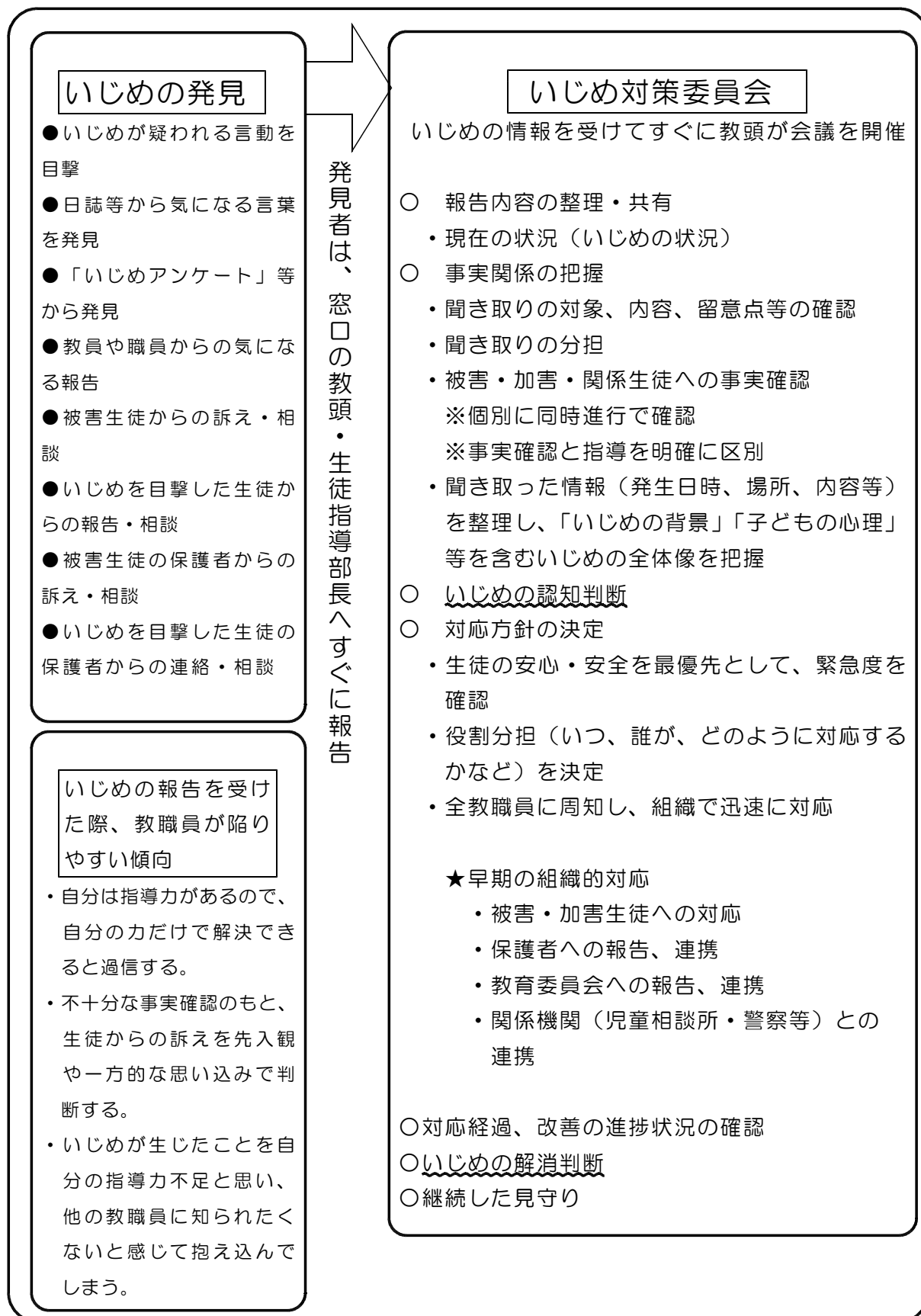
する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、組織的に確実に実行する。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



## 重大事態対応フロー図

### いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

### 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア)「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

### 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

#### ★学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 構成員：校長、教頭、生徒指導部長、担任、養護教諭、関係教諭、スクールカウンセラー他専門家

#### ● 調査組織で、事実確認を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

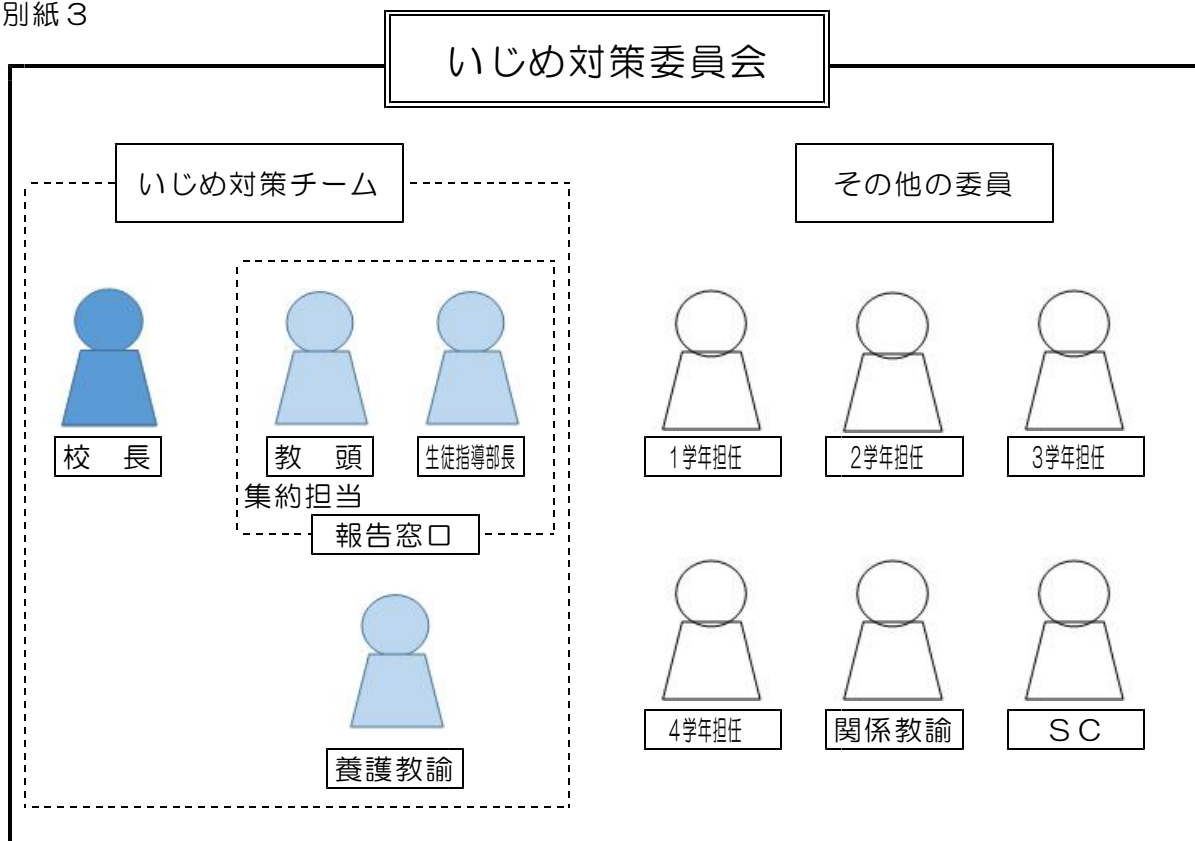
- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告する）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

#### ★学校の設置者が調査主体の場合、設置者の指示のもと、資料の提供など調査に協力。



### いじめ対策委員会の役割

#### ● 未然防止

- ・ いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくり

#### ● 早期発見・事案対処

- ・ いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・ いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

#### ● 学校いじめ基本方針に基づく各種取組

- ・ 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・ いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
- ・ 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて、PDCAサイクルにより、計画的・組織的に点検の実施と見直しを実施
- ・ 「いじめ対策チーム」による会議を含め、いじめ対策委員会での内容の記録、整備・保管

別紙4 「いじめの早期発見のためのチェックリスト」

場 面	サ イ ン
日常生活	<p><input type="checkbox"/>遅刻・欠席・早退が増えた。</p> <p><input type="checkbox"/>保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。</p> <p><input type="checkbox"/>用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。</p> <p><input type="checkbox"/>教職員の近くにいたがる。</p> <p><input type="checkbox"/>登校時に、体の不調を訴える。</p> <p><input type="checkbox"/>休み時間に一人で過ごすことが多い。</p> <p><input type="checkbox"/>交友関係が変わった。</p> <p><input type="checkbox"/>他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。</p> <p><input type="checkbox"/>表情が暗く（さえず）元気がない。</p> <p><input type="checkbox"/>視線をそらし、合わそうとしない。</p> <p><input type="checkbox"/>衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。</p> <p><input type="checkbox"/>持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。</p> <p><input type="checkbox"/>体に擦り傷やあざができていことがある。</p> <p><input type="checkbox"/>けがをしている理由を曖昧にする。</p>
授業や休憩時間	<p><input type="checkbox"/>教室にいつも遅れて入ってくる。</p> <p><input type="checkbox"/>学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。</p> <p><input type="checkbox"/>発言したり、ほめられたりすると冷やかしからいがある。</p> <p><input type="checkbox"/>グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。</p> <p><input type="checkbox"/>グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。</p> <p><input type="checkbox"/>食事の量が減ったり、食べなかったりする。</p>
放課後	<p><input type="checkbox"/>清掃時間に一人だけ離れて掃除している。</p> <p><input type="checkbox"/>ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。</p> <p><input type="checkbox"/>一人で下校することが多い。</p> <p><input type="checkbox"/>一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。</p> <p><input type="checkbox"/>部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。</p> <p><input type="checkbox"/>部活動の話題を避ける。</p>

別紙5 家庭用 子どもの様子チェックリスト

場 面	サ イ ン
登校するまで	<input type="checkbox"/> なかなか起きてこない。 <input type="checkbox"/> いつもと違って、食事を摂ろうとしない。 <input type="checkbox"/> 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。 <input type="checkbox"/> 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。 <input type="checkbox"/> 友達の荷物を持たされている。 <input type="checkbox"/> 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。 <input type="checkbox"/> 途中で家に戻ってくる。
日常における家庭生活	<input type="checkbox"/> 服のよごれや破れ、からだにあざやすり傷があっても理由を言いたがらない。 <input type="checkbox"/> すぐに自分の部屋にかけこみ、なかなか出てこない。外出したくない。 <input type="checkbox"/> いつもより帰宅が遅い。 <input type="checkbox"/> 電話に出たがらない。 <input type="checkbox"/> お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。 <input type="checkbox"/> 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。 <input type="checkbox"/> 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝つけない。
持ち物	<input type="checkbox"/> 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。 <input type="checkbox"/> 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。
友人関係	<input type="checkbox"/> 遊んでいる際、友達から横柄な態度を取られている。友達に横柄な態度を取る。 <input type="checkbox"/> 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。 <input type="checkbox"/> 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メール（SNSなど）を気にする。 <input type="checkbox"/> いじめの話をするとう強く否定する。
家族との関係	<input type="checkbox"/> 親と視線を合わせない。 <input type="checkbox"/> 家族と話をしなくなる。学校の話 avoid するようになる。 <input type="checkbox"/> 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットにやつあたりする。

## いじめの未然防止・早期発見のための年間指導計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導方針、計画作成</li> <li>「学校いじめ防止基本方針」内容の確認</li> <li>旭川市補導連絡協議会(毎月)</li> <li>生徒情報の共有(打ち合わせ、職員会議)</li> <li>校内研修①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学前の中学校及び保護者等との情報交換、共有</li> <li>心と体のチェック情報共有</li> <li>第1回面談週間の情報共有</li> <li>校内巡視、登下校時の玄関指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心と体のチェック①</li> <li>第1回面談週間</li> </ul>
5		<ul style="list-style-type: none"> <li>スマホ教室</li> <li>校内巡視、登下校時の玄関指導</li> </ul>	
6		<ul style="list-style-type: none"> <li>校内巡視、登下校時の玄関指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート①</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評議員会①</li> <li>校内研修②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内巡視、登下校時の玄関指導</li> </ul>	
8		<ul style="list-style-type: none"> <li>校内巡視、登下校時の玄関指導</li> </ul>	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校経営に係る中間評価(教職員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回面談週間の情報共有</li> <li>校内巡視、登下校時の玄関指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回面談週間</li> </ul>
10		<ul style="list-style-type: none"> <li>心と体のチェック情報共有</li> <li>校内巡視、登下校時の玄関指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心と体のチェック②</li> <li>いじめアンケート②</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評議員会②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内巡視、登下校時の玄関指導</li> </ul>	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価アンケート(保護者)</li> <li>校内研修③</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内巡視、登下校時の玄関指導</li> </ul>	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校経営に係る年度末評価(教職員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回面談週間の情報共有</li> <li>校内巡視、登下校時の玄関指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回面談週間</li> </ul>
2		<ul style="list-style-type: none"> <li>校内巡視、登下校時の玄関指導</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評議員会③</li> <li>本年度のまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内巡視、登下校時の玄関指導</li> </ul>	

※スクールカウンセラーによるカウンセリングは毎月実施（希望者）。